

会議名	全国自立援助ホーム協議会あり方検討委員会（高機能化・多機能化グループ）第5回		
日時	2022（令和4）年 1月5日（水）10：00～12：00	場所	オンライン（zoom利用）
出席者 役割所属 ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間範一（会長/ウイング・オブ・ハート）・前川礼彦（副会長/湘南つばさの家） ・ 松本耕造（副会長/清周寮）・恒松大輔（事務局長/あすなる荘） ・ 川口充紀（制度政策：長/わだちの家）・内藤直人（調査研究：長/鳥取フレンド） ・ 本間征二（研修：副/KCカルム）・万治貴史（事務局/カリヨンタヤけ荘） ・ 平井誠敏（慈泉寮） 		
	9 / 名		
○協議内容			
⇒結論（助言や次回以降への課題も含）			
<p>1、一時保護委託、若者ショートステイの可能性と課題</p> <p>○一時保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養育全体の課題の中で自立援助ホームが担う役割について議論されたい。 <p>→一時保護所の満床状態。18歳以降の一時保護が可能な社会資源がないに等しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常利用者との関係や責任の所在等、課題は多い。 ・ 自立援助ホームならではの一時保護のあり方を模索できないか。 ・ 児童相談所以外（市役所、警察等）の社会資源からの受け入れや退居後の再入居への対応。 <p>○若者ショートステイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援のあり方に示唆。家庭以外の居場所があることで家族以外の地域の応援者ができる。 			
<p>2、アンケート調査結果から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状についての整理。 ・ 回答のあったホームの2/3が一時保護受け入れ実績あり。 受け入れなかった理由に満床であることを挙げているホームも多く、ニーズは少なくないか。 （小中学生の受け入れ実績もある） ・ 利用契約に向けての試用期間としてのニーズが最も高い。 ・ 医療分野からのニーズも見受けられる。 ・ 「入居者確保、暫定定員回避」や「関係機関への協力」が受けたい理由に挙がっており、地域ごとの事情、ニーズが特徴的である。 ・ 18歳以上の緊急保護受け入れ先としてのニーズは高いか。 ・ 必要性は感じつつも、課題が山積。関係機関との連携、職員不足等。 ・ 短期利用（自立訓練、レスパイト）での一時保護利用も有効か。 			
⇒まとめ			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、自立援助ホームとしての一時保護のあり方を統一するのは難しいが、①支援方法の確立、②連携システム、③担当職員、④専用施設、⑤暫定計算、委託費単価の改定、等の整備が必要。 現状把握しつつ、継続的な議論が必要。 ・ 前回のステップハウスの議論とも重なる部分もあり、 			
<p>3、各ブロックの状況（必ずしもブロック内全体の状況ではない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道ブロック…入居前提の試用期間としての利用が多い。 札幌市…一時保護の利用が頻繁でニーズが高いようだ。 ・ 近畿ブロック…一時保護が前提のホームもある。 長期化している（高校3年間）ケース。 			

- ・中国ブロック…ストーカー、DV被害ケース。病院（入院）と行き来しているケース。
- ・東京ブロック…都から一時保護の受け入れ要請がある。定員外の受け入れも可。
ホームごとで受け入れスタンスが異なる。
児童福祉司の認識にも差異があるか。
- ・東海ブロック…受け入れてはいるが、見通しが立たないと厳しい。
（慈泉寮） 就学者は委託措置に切り替える。
- ・九州ブロック…一時保護専用のホームを立ち上げた。
アセスメントの重要性。子どもを知る機会が保障されたい。
県によって方針が違っている。
- ・四国ブロック…ニーズの狭間を埋める。2歳からの受け入れ。行政のニーズでもある。
両親の承諾があれば小学生以上は受け入れる。
- ・東北ブロック…低年齢の受け入れをしているホームもある。
- ・南関東ブロック…児家センからの打診。児童養護施設からの一時保護から本利用となったケースもある。

○意見交換

- ・子どもシェルターが一つのモデルとなり得るか。
- ・自立援助ホームとして一時保護を受け入れるのであれば、対象は義務教育終了後とすべきか。
- ・一時保護専用のGHを運営している児童養護施設もある。
- ・子どもシェルターとも意見交換されたい。
- ・子どもシェルターでも医療的なケアが必要なケースが多い＝出先がなかなか決まらずに長期化し、暫定定員となる年度もある。
- ・地域性や法人の事情にもよるがどういった社会的ミッションの元、活動しているかを熟慮されたい。
- ・児童相談所の一時保護所の下請け的な立場にもなり得る。
- ・職員体制が不十分な状態で、教育を受ける権利をどう保障するか。
- ・従来の一時的保護とは異なるが、必要であれば18歳以上のケースの受けるべきだとは思う。暫定回避等の方法であるべきではない。
- ・自立援助ホームだけでなく、地域の社会的養護全体の課題である。地域で必要であれば、一時保護専用の施設を作る。
- ・児童相談所との十分な連携は必要。
- ・入居率が高くない（7、8割）のであれば依頼があっても当然とも思う。
- ・一時保護所の地域分散化が謳われている。
- ・年齢関係なく受け入れていた時期もあったが、本利用者への影響が小さくなかった。
- ・一時保護の定義はどうなっているのか？定義がはっきりしないと議論のしようがない部分もある。
- ・児童相談所のアセスメント、職員の十分な配置は必須であろう。

⇒平井相談役より

- ・自立援助ホームの機能と役割を再考し、一時保護やショートステイのあり方を検討されたい。

○若者ショートステイ

- ・在宅指導措置や自立支援拠点事業を自立援助ホームとして、どのように体现、運用できるか。

次回

2022年2月7日（月） 10:00～12:00 場所：オンライン（zoom）